平成２８年（フ）第８４号
香川県高松市太田上町746番地３
債務者　山西美知子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７１号
山形県米沢市東１丁目14番55号
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６１０号
神戸市中央区浜辺通６丁目１番１―1812号、従前の住所神戸市兵庫区下沢通５丁目３番15―802号
債務者　鈴江　秀介
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１６号
兵庫県小野市田園町884番地の２　ラパス田園Ａ号
債務者　西尾　　勉
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２号
高知県香南市夜須町手結山三宝谷1593―28尾立方、住民票上の住所高知市はりまや町２丁目13番26号　リドーはりまや
債務者　宗崎　孝郎
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4656番地
債務者　**𠮷**野　正人
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山浩太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６号
茨城県行方市島並105番地１
債務者　高栖　敏行
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　勇人
4　破産債権の届出期間　平成28年10月４日まで
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２１６号
大阪市北区長柄東２丁目６番５―104号
債務者　林　真理子（旧姓岩崎・津村）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３３号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番６―1007号
債務者　楠　　信春
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１７号
大阪市福島区大開４丁目３番２―501号
債務者　山脇　信一
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２３２号
大阪市生野区勝山南２丁目２番22―203号、前住所大阪市生野区新今里７丁目１番１号
債務者　高峰富規こと　高　　富規
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３６４号
大阪市都島区都島北通２丁目11番23号
債務者　柏木　良子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４０３号
大阪市平野区喜連東５丁目14番32―106号
債務者　城本　敏子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１５号
大阪府交野市梅が枝29―107　坂口方、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉野田１丁目１番14―201号
債務者　藤生　順子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７５号
大阪府枚方市北中振１丁目10番19―304号、前住所大阪府寝屋川市石津南町28番３号
債務者　沖　　幸親
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１１号
大阪市淀川区塚本２丁目１番25号　コーポミツワ　202号
債務者　末永　幸三
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２６号
大阪府豊中市大黒町１丁目８番30号
債務者　岩本明子こと　李　　明子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部